

2019年春闘・JMITU統一要求書

(1) ここ数年間、「ベースアップが当たり前」といわれるまでに世論が変化してきましたが、現実の賃上げ額は労働者の切実な要求額には追いついていません。一方、労働組合のない中小企業や非正規雇用労働者には賃上げがまったく波及せず貧困と格差はいつそう拡大しています。安倍政権が発足して以来、実質賃金が5%も下落し、このままでは労働者の生活改善や景気の回復は不可能です。

(2) その他の経済統計を見ても2014年の消費税増税以降、消費支出はいつそう冷え込み、一方、小麦粉などの値上げや物流コスト増による食料品の値上げ、10月に消費税10%への増税が強行されようとしているもとの19春闘は、これまで以上に、すべての職場、すべての労働者への大幅な賃金引き上げで、日本経済をたて直すことが強く求められています。

(3) JMITUは、19春闘も「すべての仲間の賃上げ」に取り組みます。すべての仲間の賃上げを実現することは労働者の切実な要求です。また、継続雇用者や派遣・臨時・パートなど、すべての労働者が家計を支える大切な担い手であり、仕事のうえでも重要な責任と役割を負っています。非正規雇用労働者を含めたすべての仲間の賃上げは労働者の生活を安定させ、やる気を引き出し職場の活力を生み出すことになり企業にとってもプラスになります。

(4) 「人手不足」が深刻になるなか、人材を確保するうえでも、技術・技能の継承を行い企業の将来展望をつくるうえでも、初任給の引き上げが多くの企業で重要になっています。また経験とスキルをもっている継続雇用者に力を発揮してもらうためにも継続雇用者の大幅賃上げが必要です。こうした立場から、初任給と継続雇用者の賃金の大幅引き上げを求めます。

(5) 「均等待遇」は時代の大きな流れです。この間の法改正や裁判の判決でそれは明らかです。労働基準法は、男女同一賃金の原則を定めています。「パートタイム・有期雇用労働法」では有期雇用労働者の不合理な労働条件・処遇の差別を禁止しています。これらの規定の趣旨にもとづき性別による格差や非正規雇用労働者の賃金と労働条件・処遇の格差をただちに是正することが求められます。

また、派遣労働者は直接の雇用関係はないものの、派遣先の指揮命令のもとではたらくており、その賃金は派遣先と派遣元の契約によって大枠が決まります。派遣先が労働者の賃金に反映させることを前提に派遣契約料金を引き上げることはその気になれば可能です。労働組合の要求にもとづいて派遣労働者の賃上げや一時金支給を実現させることを要求します。

(6) 世界的に最低賃金制度の重要性が認識され、最低賃金を大幅に引き上げる動きが各国でひろがっています。日本においても労働者・労働組合の要求と運動が強まっています。また、経営者側からも地域の労働力の確保のために最賃の引き上げが必要という声があがっています。こうした情勢をふまえ、地域最賃引き上げとあわせて、企業内最低賃金協定の締結と最低賃金の引き上げを求めます。

(7) 青年、子育て世代、中高年とそれぞれの世代にふさわしい賃金を保障することは、青年が将来にわたって安心して働けるといふ希望と意欲をつくりだします。こうした趣旨から、年齢別最低賃金保障を求めます。

(8) 以上の立場から下記の項目に誠意をもって回答していただくよう要求します。また、統一要求書に関連した支部の具体的要求にも誠意をもって対応していただくよう申し添えます。

記

1、初任給

高卒初任給を190,000円以上、大卒初任給を220,000円以上とすること。

2、企業内最低賃金

(1) アルバイト・パート、派遣・請負などを含め、企業内ではたらくすべての労働者を範囲とする「企業内最低賃金協定」を締結すること。

(2) 企業内最低賃金を月額185,000円以上、時間額1,200円以上とすること。

3、年齢別最低保障賃金

年齢別最低保障賃金を下記のとおりとすること。

25歳	240,000円以上
35歳	350,000円以上
45歳	400,000円以上
55歳	430,000円以上
定年後継続雇用者	310,000円以上

4、女性の賃金差別是正、非正規雇用労働者の均等待遇の実現

- (1) 支部の具体的要求にもとづき、女性の賃金差別を是正すること。
- (2) 支部の具体的要求にもとづき、雇用形態にかかわらず労働時間以外は正社員と同じ賃金・処遇にすること。

回答指定日 2019年3月5日() 当日は団体交渉をもち文書にて回答すること。

以上